



令和元年11月に郡内すべての学校のすべての児童生徒を対象にして調査をしました。毎年自分の携帯電話をもっている児童生徒が増えています。小学校1年生でも4人に1人が自分の携帯電話を持つようになり、正しく、有効な使い方について繰り返して指導し続けることが大切です。

アンケート結果の特徴や今後の指導のあり方等について考えます。

1 自分の携帯電話を持つ割合の増加

小学校1年生でも4人に1人の割合で持っており、学年が上がるにつれて所有率が高くなります。中学校では、60%以上の生徒が持ち、毎年約20%、人数にして約70人ずつ増加しています。

2、フィルタリングと携帯電話の使用時間

フィルタリングされている割合は小学校が低くなっています。中学校1・2年生では、所有している生徒のほぼ全員が毎日使うと答えています。3年生で毎日使うと答えている生徒は60%とその割合は30%も下がり、使い方を工夫していることが分かります。一方、学年が上がるにつれて長時間使用しているという実態があります。毎日使うと答えた児童生徒のうち、3時間以上使うと答えた中学生は183人で、割合にして中学生全体の17%にもなります。

3 携帯電話等の使い方

使い方の約束をされている家庭は、学年が上がるに伴って増加しています。これは、新たに携帯電話等を購入するときに、きちんと約束してから与えていただけるようになってきた結果だと思えます。また、家庭で使い方、マナーについて話をしていただいている家庭が多くなり、中学校3年生では73%のご家庭で話し合いをいただいています。

4 インターネットの使いすぎの問題

昨年度同様に「授業中のいねむり」「成績の低下」を実感している中学生は大変多くなり、自分をコントロールする力を育てることが大切です。

5 その他

小学校では与えず、中学生になってから与えられる場合は、きちんと約束がされ、有効な使い方について話し合いをされています。小学校から約束やフィルタリングなしで与えられていた児童は、学年が上がると、長時間、勝手、自由に使うようになってしまう傾向があると想像できます。

情報モラルの指導については、毎年繰り返して取り組みをさせていただいており、成果も見られます。しかし、それ以上に情報活用が多様になり、使いたくなるという児童生徒の欲求に追い付かないというのが実態だと考えます。

学校でも生徒会のSNS宣言、研修会の充実を行っています。保護者の皆様の協力をお願いします。

- (1) 携帯電話を持たせるときに、約束を守らなかった時のことも約束に加えて約束作りをする。自分で工夫し、責任をもって使えるような自己管理能力を育てる。
- (2) 自己管理できない場合は、使わせないとか、時間になったら保護者に届ける。などの制限をきちんとする。

令和元年度情報モラル調査結果（11月調査）

平成30年度と比較できるようにしました。



1、自分の携帯電話をもっている児童生徒の学年全数に対する割合（％）です。中学生になると急に増加します。

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
30	22	24	40	39	49	42	52	52	66
R1	26	32	38	42	45	51	61	71	73

2、ほぼ毎日、携帯電話を使うと答えた児童生徒のうち、「一日に使う時間が3時間以上」と回答した実数です。この中で、毎日5時間以上使うと答えた小学生が20人→27、中学生が20人→46が含まれています。

学年	小4	小5	小6	中1	中2	中3
30	13	19	29	35	53	57
R1	21	29	46	52	59	72

3、「自分の携帯電話はフィルタリングされている。」と回答した割合です。（携帯携帯を持っていると回答した数に対する割合（％）です。小学校3年生までは「わからない」という回答が多く掲載していません。）

学年	小4	小5	小6	中1	中2	中3
30	54	60	69	62	47	56
R1	58	61	72	58	67	68

4、「ホームページを見たり、メールやチャットをしたり、掲示板を使ったり、オンラインゲームをしたりするために携帯電話をほぼ毎日使う。」と回答した実数と、持っている児童生徒数に対する割合で、中1・中2ではほぼ毎日使っています。

学年	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R1の実数	90	131	159	237	222	152
所有者に対する割合（％）	54	71	77	96	96	60

5、自分が使う通信型ゲーム機や携帯電話の使い方を決めている割合は高くなって、新たに購入する場合には約束づくりをしていただいています。

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
30	49	52	60	26	34	35	44	50	47
R1	54	59	72	35	38	45	53	49	55

6、インターネットの使いすぎで、授業中のいねむりや成績の低下を実感している児童生徒の多さに驚きます。

（人）	小4	小5	小6	中1	中2	中3
遅刻	3	7	8	4	15	18
授業中のいねむり	5	10	32	28	38	66
成績の低下	2	13	17	44	57	48
欠席	1	0	1	2	3	5
年間30日以上長期欠席	1	0	1	6	0	1
友達とのトラブル	6	2	15	6	7	7
暴力・暴言	6	2	5	2	1	4
高額を支払い	3	0	3	0	4	2
その他	6	8	26	3	5	4
無回答				0	21	21

7、「インターネットや携帯電話のメールやチャット、SNSなどで被害を受けたりいやな思いをしたことがある。」と回答した実数です。（中学生の調査は、メールやチャット、SNSなどで被害を受けたりいやな思いをしたことはありませんかという調査項目です。）

	小4	小5	小6	中1	中2	中3
30	13	21	24	8	8	35
R1	17	23	20	36	39	25

8 中学生だけを対象に8項目の調査をしました。

(1) インターネットに夢中になっていると感じていますか。

	中1	中2	中3
はいと回答した生徒の数	204	180	183
はいと回答した生徒の学年全体に対する割合	51%	55%	53%



(2) 満足を得るためにインターネットを使う時間をだんだん長くしていかなければならないと感じていますか。

	中1	中2	中3
はいと回答した生徒の数	21	60	43

(3) インターネット使用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとしたがうまくいかなかったことがたびたびありましたか。

	中1	中2	中3
あったと回答した生徒の数	124	106	107

(4) インターネットの使用時間を短くしたり、完全にやめようとしたりした時、落ちつかなかったり、不機嫌や落ち込み、又はいらいらを感じましたか。

	中1	中2	中3
はいと回答した生徒の数	49	77	87

(5) 使い始めるときに意図したよりも長い時間インターネットを接続した状態にありますか。

	中1	中2	中3
はいと回答した生徒の数	145	150	130

(6) インターネットのために大切な人間関係、学校のことや部活動のことを台無しにしたりあやうくするようなことがありましたか。

	中1	中2	中3
あったと回答した生徒の数	11	12	12



(7) インターネットへの熱中のしすぎを隠すために、家族、学校の先生やその他の人たちにうそをついたことがありますか。

	中1	中2	中3
あったと回答した生徒の数	37	32	58

(8) 問題から逃げるために、または絶望的な気持ち、罪悪感、不安、落ち込みなどいやな気持ちから逃げるためにインターネットを使いますか。

	中1	中2	中3
はいと回答した生徒の数	55	84	80

8つの質問の回答で「はい」と答えた数が合計3つ以上あった生徒の人数とそのうち5つ以上あると答えた生徒の人数

	中1	中2	中3
はいと回答した生徒の数	39	56	79
上の数の中で5つあると回答した人数	11	30	21

1、インターネットに夢中になっていると自覚している生徒の数の多さに驚きます。昨年度より増加しており、学年生徒数に対する割合は、約半数です。

2、インターネットは、時間を決めて使い始めても、夢中になり、やめなければならぬと思いつつも、使い続けてしまうツールだという認識をもつことが大切です。更に、授業中に居眠りしたり、成績が下がったという実感をもったりしながら止められないのです。問題から逃げたいときに使う生徒もいて、そのことが利用する事を加速している実態もうかがえます。

3 9番の質問に対して「はい」と答えた生徒は、各学年とも昨年度比3倍に増加しています。自分のそばに絶えずある生徒とは使ってしまうのです。指導の工夫が必要です。

ケータイ・スマホの使い方を考えましょう。



羽島郡二町教育委員会

インターネット利用環境の整備（第31条～31条の5）

岐阜県青少年健全育成条例の改正

1 携帯電話事業者・販売店の義務

- ① 携帯電話端末等の使用者の確認（18歳未満の青少年の使用の有無）
- ② 青少年が使用する場合、保護者に対して下記事項を説明し、当該事項を記載した書面を交付（オ・力は無線LAN接続機能付のみ）
ア、有害情報を閲覧・視聴する機会が生じること、
イ、インターネットの不適切利用により犯罪を誘発し、犯罪による被害をうけ、自己又は他人に対して有害な行為をする恐れがあること。
- ウ、携帯電話事業者が提供できるフィルタリングサービスの内容
- エ、保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出るには正当な理由が必要であること
- オ、携帯電話事業者が提供する通信網以外を経由し、通外情報を閲覧・視聴する機会が生じること
- カ、携帯電話事業者が提供できるフィルタリングアプリの内容
- ③ 保護者から提出されるサービスを受けない申し出に関する書面の保存

2 保護者の義務

- ① フィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をするときには正当な理由を記した書面の提出
- ② 青少年のインターネット利用状況を適切に管理し家庭のルールづくり等に努めること

ケータイ・スマホに潜む問題と危険

- ① ケータイ・スマホへの依存
 - ・手元がないと不安な気持ちになり片時も離せないようになる。
 - ・食事中や勉強中も離せなくなり利用時間が長くなる。
- ② 生活や学習習慣の乱れ
 - ・学校に行っている時間や睡眠時間以外のほとんどの時間スマホ等を使っていて規則的な生活ができなくなります。学校に持っていないと落ち着かないようになります。
- ③ コミュニケーション能力の低下
 - ・表情や声のトーンなどを活用して自分の考えを伝えたり、相手の気持ちを読み取る力が極端に落ちます。
- ④ プライバシーの流出
 - ・SNS、ブログ、掲示板などには名前や写真などを掲載する記入欄があります。なにかのきっかけで情報が拡散したり、嫌がらせを受けたり、犯罪に巻き込まれたりすることがあります。
- ⑤ ひぼう・中傷・いじめが起きます。
 - ・掲示板などに実名で中傷されたり、頻繁に差別的な発言、悪質ないじめが行われる場合があります。「チェーンメール」などを使ってうわさや嫌がらせをする事例も起きています。
- ⑥ 「ながら操作」で重大な交通事故が起きています。
- ⑦ 有害サイトへのアクセス
 - ・「出会い系サイト」「アダルトサイト」「薬物サイト」など危険なサイトに簡単にアクセスできてしまいます。
- ⑧ 見知らぬ人との出会いによるトラブルが起きています。
 - ・相手の素性を全く知らないまま、チャットやメールのやり取りで犯罪を目的とするような人物と出会い、危険に巻き込まれるケースもあります。